

特殊法人等から移行した独立行政法人の業務運営の状況につ
いての報告書(要旨)

平成19年9月

会計検査院

検査の背景等

1 検査の背景

政府は、特殊法人等改革に関し、特殊法人等整理合理化計画を策定しており、同計画に基づき特殊法人等から独立行政法人に移行したものは、全独立行政法人101法人のうち49法人に上る。

これらの法人の多くは、設立時に主務大臣から指示された中期目標の期間が19年度末で終了することから、今後、組織・業務の全般にわたる見直しが行われ、その結果等を踏まえて次期の中期目標等が作成されることになっている。

2 検査の観点及び着眼点

合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、財務状況はどのように変化しているか、所期の業務成果は得られているか、関係法人（特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等）と締結している契約の方法等は適切なものとなっているかなどに着眼して検査を行った。

3 検査の対象

特殊法人等から移行した独立行政法人で、国が資本金の2分の1以上を出資している47法人のうち、独立行政法人の設立時に主務大臣から指示された中期目標の期間が19年度末で終了するとされている以下の25法人を対象として検査した。

国民生活センター、通関情報処理センター、日本万国博覧会記念機構、農畜産業振興機構、農林漁業信用基金、緑資源機構、北方領土問題対策協会、平和祈念事業特別基金、新エネルギー・産業技術総合開発機構、日本学術振興会、理化学研究所、宇宙航空研究開発機構、日本スポーツ振興センター、日本芸術文化振興会、高齢・障害者雇用支援機構、福祉医療機構、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、国際観光振興機構、水資源機構、空港周辺整備機構、海上災害防止センター、情報処理推進機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、雇用・能力開発機構

（25法人）

(注1) 法人の名称中「独立行政法人」は記載を省略した。以下同じ。

(注2) 「雇用・能力開発機構」については、19年3月に中期目標が変更され、中期目標の期間は18年度末で終了している。

検査の状況

1 財務について

(1) 財務全般

独立行政法人化に伴い、旧法人が抱えていた繰越欠損金は政府出資金等を充てることにより解消されるなど財務基盤は改善したものの、その過程においては、15法人で5兆4679億円に上る政府出資金の償却が生じている。また、独立行政法人移行後に事業が廃止された2法人2勘定においても、政府出資金が欠損金の清算処理に充てられたため、71億円の政府出資金の償却が生じている。

政府出資金の償却 国が資産を承継しているため実質的には財政負担とならないものを除いた政府出資金の減少

独立行政法人化に伴う資産等の承継に際して繰越欠損金を政府出資金等により処理したものの、17年度の財務諸表において再び繰越欠損金を計上しているものが6法人6勘定ある。また、25法人の中には、独立行政法人移行後、財政負担等が増加した法人や予算措置により新たに財政負担等が生じた法人もある。

(2) 運営費交付金に係る経理

運営費交付金債務の収益等への振替方法は、運営費交付金の交付年度別に経理する区分法が基本とされている。しかし、運営費交付金の交付を受けている19法人のうち、14法人は区分法を採用しているが、5法人は特段の理由がないまま合算法を採用しており、適切とはいえない。そして、後者の5法人では、運営費交付金の使用状況が交付年度ごとには明確になっていない。

区分法 運営費交付金が交付年度ごとに区分されているものとして支出した結果を記載する方法
合算法 各年度に交付された運営費交付金につき、前年度繰越分と当年度交付額を合算した上で、例えば、前年度に交付されたものから先に充当するとみなして記載する方法

区分法を採用している14法人のうち6法人は、精算予定額として計202億円の資金を有するとしている。また、5法人は、残る運営費交付金債務について中期目標最終年度末までに収益化等を行う予定であることから精算予定額はないとしている。一方、3法人は精算予定額が把握できないとしているが、これらの中には、運営費交付金の交付額を算定する際に、過年度に交付を受けた運営費交付金に係る運営費交付金債務残高等を考慮してその全部又は一部に相当する額を控除している法人がある。

精算予定額 中期目標最終年度末まで業務の進行に応じた収益化等を行う予定がなく運営費
交付金債務のまま管理する予定の額

(3) 政府出資金見合いの資産を処分して得た資金

政府出資金見合いの資産を処分して得た資金については、5法人6勘定には資本金を減資して国庫に返納する規定がない。このため、当該資金のうち売却等益に相当する額は将来、国庫に納付される可能性もあるが、簿価に相当する額又は売却等損を生じた場合の売却等相当額は、現状では、法人内部に留保されたままとなる。

2 業務実績について

(1) 施設運営業務

学校施設運営業務では、設置目的に合致しない就職先に就職した卒業生の割合が9割を超えるものがあるなど、財政負担の効果が十分に発現していないと思料されるものが見受けられる。

居住等施設運営業務では、18年度の新規入居者のうち制度が当初予定していた者が1割に満たない一方、本来の設置目的に沿わない者が多数居住するなど、存在意義が希薄になっていたり、施設の譲渡等が進ちよくしておらず整理合理化計画で求められている施設の廃止に向けての取組が進んでいなかったりしている状況も見受けられる。

大規模施設運営業務では、地方公共団体や民間で整備されている同種施設と一部競合が生じていることなどもあり、法人の目的に合致した利用以外の利用が増加し、その利用収入が全体の8割を超えているものなどが見受けられる。

(2) 債務保証業務

基本的な収入では代位弁済額の半分も賄えないものがある。また、13年度以降新規引受けの実績がなく18年度末で債務保証残高がないものや、債務保証実績はあるが低調なものなどがあり、政府出資金が十分に活用されていないものが見受けられる。

(3) 研究助成業務

研究業務の成果指標について、特定の事業に係る発表論文数しか把握していないものや、特許権の出願又は取得件数について把握していないものがある。

3 関係法人との契約について

(1) 契約全般

関係法人との契約は全体としては減少傾向にあるものの、そのほとんどは、契約の性質又は目的が競争を許さないことなどを理由とする随意契約となっている。そして、契約方法を見直して新たに企画競争を実施しているものもあるが、この場合も提案者が1者しかなかったものが見受けられる。また、18年度契約に係る支払額に占める継続契約の割合は7割を超えており、その大半は競争性のない随意契約となっていて契約相手方が固定している。

(2) 予定価格の作成

作成することとされている予定価格を作成していないものや、公益法人と随意契約をする際の予定価格は設定を省略することができるとしている会計規程等に基づき、一律に作成を省略しているものが見受けられる。

(3) 再委託を行っている契約

再委託を行っている契約は、「性質又は目的が競争を許さない」として関係法人と随意契約をしている契約に係るものが大半を占めている。また、契約上「再委託する場合でも、特に発注者の承諾を必要としない」としているものが件数で約3割を占めている。

所 見

1 財務について

(1) 財務全般

繰越欠損金を計上している法人、勘定については、その解消等に向けて計画的に取り組んでいく必要がある。特に、独立行政法人化後に再び繰越欠損金を計上している法人や国の財政負担等が増加している法人にあっては、将来更なる財政負担等が生じないように、より効率的な業務運営に努めることが重要である。

(2) 運営費交付金に係る経理

各年度に交付された運営費交付金に係る債務の振替状況は、各法人の評価上重要な情報であることにかんがみ、合算法を採用している法人においては運営費交付金債務の年度別の帰属が明らかになる区分法の採用を検討することが必要である。

精算予定額を有するとしてそれに相当する資金を保有している法人においては、運営費交付金の算定に当たり、運営費交付金債務残高の発生理由や今後の収益化等の計画も踏まえて、その全部又は一部に相当する額を控除することを検討する必要がある。

運営費交付金債務の振替方法として区分法を採用している法人のうち、中期目標期間中にすべて収益化等を行う予定で精算予定額がないとしている法人については、途中年度における運営費交付金債務の収益化等の状況について注視していくこととする。

(3) 政府出資金見合いの資産を処分して得た資金

政府出資金見合いの資産を処分して発生した資金のうち法人内部に留保されたままとなっている資金については、必要に応じて国庫に返納することが可能となるよう、減資に関する立法措置を検討する必要があると思料される。

上記のような資金を保有している法人については、今後の管理状況を注視していくこととする。

2 業務実績について

(1) 施設運営業務

学校施設運営業務については、求められている業務成果の達成、効率化による経費の節減に引き続き努めるとともに、今後の業務の見直しに当たり、社会的ニーズ等を十分考慮して学校施設の規模等その在り方を検討することが必要である。

居住等施設運営業務については、一層効率的な業務運営に努めるとともに、廃止される予定のものについては、定められた方針に基づき、市況にも留意しながら早期に、また、できる限り有利な条件で計画的に譲渡等を行うことが必要である。

大規模施設運営業務については、今後の業務の見直しに当たり、法人の設立目的に合致した利用以外の利用の割合が高いことなども考慮しながら、独立行政法人通則法に規定する独立行政法人設立の趣旨等を踏まえて、その在り方について検討することが必要である。

(2) 債務保証業務

新規引受けの実績や保証債務残高がなく、あるいは、債務保証実績が低調な業務の実施状況について注視していくこととする。

(3) 研究助成業務

研究助成業務の実施に当たり、発表論文数や特許権の出願、取得件数を適切に把握するとともに、これらの指標を今後の業務実施に有効に活用していくことが必要である。

3 関係法人との契約について

(1) 契約全般

競争契約の導入を進めることなどにより契約方法の適正化を図るとともに、随意契約による場合はその理由の妥当性について十分検討し、随意契約によらざるを得ない場合には企画競争等を活用するなどして、契約の競争性、透明性を高め、より経済的、効率的な業務運営を確保することが必要である。

(2) 予定価格の作成

契約手続については会計規程等に基づいて適正に行うことを基本とし、予定価格の設定を省略しているものについては、契約額の適正性確保のため十分な検証を行うとともに、予定価格の設定を省略することの妥当性についても検討することが必要である。

(3) 再委託を行っている契約

元契約の締結に当たり随意契約とする理由の妥当性を検討するとともに、適正な履行を確保するために再委託の状況について適切に把握することが必要がある。

さらに、各法人の中期目標の中には、業務実績等について数値目標が設定されていないものが見受けられたことから、次期の中期目標の作成に当たっては、業務の性質を考慮の上、法人の設立目的等を踏まえるなどして適切な数値目標を設定する必要がある。

政府は、現在、101独立行政法人のすべてを対象に見直しを行い、年内を目途に新たに独立行政法人整理合理化計画を策定することとしている。また、会計検査院は、19年6月に行われた国会からの検査要請に基づき、全独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について会計検査を行い、その結果を報告することとしている。

したがって、会計検査院としては、上記のことも踏まえ、各独立行政法人の財務、業務実績等の業務運営の状況について引き続き検査していくこととする。